

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するように集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること		評価方式	総合 <del>実績</del> 事業	番号	Ⅲ-6-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	1,498,451	1,416,942	1,290,153	1,257,534		
（ 補 正 後 ）	1,477,633	1,400,717				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	1,477,633 <0>	1,400,717 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,348,472	1,303,470				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	129,161 <0>	97,247 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（単位：％）（事業所の50％以上／平成21年度）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	現在の事務については効果的・効率的に行われていると評価でき、引き続き実施することが適当。					
評価結果の予算要求等への反映状況	平成22年度予算に引き続き、集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図るための経費を要求。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		労使関係が将来にわたり安定的に推移するように集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること				番号	Ⅲ-6-1		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般会計	中央労働委員会	労使関係等安定形成促進費	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費	389,391	390,121	
	A	2	労働保険特別会計	雇用勘定	労使関係安定形成促進費	安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費	447,198	436,042	▲ 11,156
	A	3							
	A	4							
	小計					836,589	826,163	▲ 11,156	
対応表において◆となっているもの	B	1	一般会計	厚生労働本省	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金に必要な経費	453,564	431,371	
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計					453,564	431,371		
対応表において○となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計					1,290,153	1,257,534	▲ 11,156		
					の内数	の内数			

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するように集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること				番号	Ⅲ-6-1		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費	A   1	389,391	390,121	730				
国際労働関係事業	A   2	447,198	436,042	△ 11,156	△ 11,156		△ 11,156	執行状況を踏まえ、不用の反映の視点から、招へい人数の見直しを行ったこと等による削減を行った（平成21年度不用額31,403千円）。
合計		836,589	826,163	△ 10,426	△ 11,156		△ 11,156	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：政策統括官(労働担当)、中央労働委員会事務局

<p>政策名</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること</p>	<p>番号</p>	<p>Ⅲ-6-1</p>																																	
<p>政策の概要</p>	<p>労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。</p>																																			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  労使関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が80%に達したことから、安定した労使関係等の形成を促進するために行っている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているものと評価することができる。</p> <p>(必要性)                  経済社会構造の変革や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の源泉である長期的に安定した労使関係を確保していくことがますます重要となってきた。このような状況においては、集团的労使関係のルール確立及び普及を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ることは引き続き大きな課題である。                  労働委員会が取り扱う事件としては、不当労働行為審査事件と調整事件（労働争議等の調整及び個別労働紛争のあっせん）があり、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図るために引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(効率性)                  不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んできている。                  労働争議のあっせん、調停、仲裁については、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かして、労使紛争の早期かつ適切な解決が図られている。</p> <p>(有効性)                  H21実績は9月公表予定であるが、H19、H20の実績を見ても、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が80%程度で推移しており、本施策は有効であると評価できる。                  不当労働行為事件の審査では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会のそれぞれにおいて、約8割の事件が最終しており、本施策は有効であると評価できる。                  労働争議調整事件数は景気動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返しており、約6割の事件が解決しており、本施策は有効であると評価できる。</p> <p>(反映の方向性)                  現在の事務については効果的・効率的に行われていると評価でき、引き続き実施することが適当であり、平成21年度予算に引き続き、集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図るための経費を要求。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="466 1949 1360 2279"> <tr> <td colspan="6">指標と目標値（達成水準／達成時期）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">アウトカム指標</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されていると認識している当事者の割合（単位：％） （事業所の50%以上／平成21年度）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>79.9%</td> <td>80.9%</td> <td>【集計中】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">達成率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>159.8%</td> <td>161.8%</td> <td>P%</td> </tr> </table> <p><b>【調査名・資料出所、備考等】</b>                  指標1は、大臣官房統計情報部の「平成21年労使コミュニケーション調査」による。                  （平成21年の数値を現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。）</p>			指標と目標値（達成水準／達成時期）						アウトカム指標								H17	H18	H19	H20	H21	1	労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されていると認識している当事者の割合（単位：％） （事業所の50%以上／平成21年度）	-	-	79.9%	80.9%	【集計中】	達成率		-	-	159.8%	161.8%	P%
指標と目標値（達成水準／達成時期）																																				
アウトカム指標																																				
		H17	H18	H19	H20	H21																														
1	労使関係が「安定的に維持されている」及び概ね安定的に維持されていると認識している当事者の割合（単位：％） （事業所の50%以上／平成21年度）	-	-	79.9%	80.9%	【集計中】																														
達成率		-	-	159.8%	161.8%	P%																														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること		評価方式	実績	番号	Ⅲ-7-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	1,378,984	1,489,230		1,561,815		1,697,619
（ 補 正 後 ）	1,376,786	1,489,110		1,561,815		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,376,786	1,489,110				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,278,338	1,418,183				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	98,448	70,927				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言・指導の処理期間1ヶ月以内のものの割合90%以上及びあっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合90%以上					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、労働紛争調整官の増員要求2名、総合労働相談員謝金の増額要求を行う。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること					番号	Ⅲ-7-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	都道府県労働局	個別労働紛争対策費	個別労働紛争対策に必要な経費	120,359	102,961	-17,398
	A	2	労働保険特別	労災勘定	個別労働紛争対策費	個別労働紛争対策に必要な経費	720,724	797,325	
	A	3	労働保険特別	雇用勘定	個別労働紛争対策費	個別労働紛争対策に必要な経費	720,732	797,333	
	小計						1,561,815 の内数	1,697,619 の内数	-17,398
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1				< >	< >		
	C	2				< >	< >		
	C	3				< >	< >		
	C	4				< >	< >		
小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1				< >	< >		
	D	2				< >	< >		
	D	3				< >	< >		
	D	4				< >	< >		
小計						の内数	の内数		
合計						1,561,815 の内数	1,697,619 の内数	-17,398	



政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：大臣官房地方課労働紛争処理業務室

<p>政策名</p>	<p>個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>	<p>番号</p>	<p>Ⅲ-7-1</p>																												
<p>政策の概要</p>	<p>労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。                  ①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談等                  ②都道府県労働局長による助言・指導                  ③紛争調整委員会によるあっせん</p>																														
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>（総合的評価）                  社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化を背景として、個別労働紛争が増加を続ける中で、個別労働紛争解決制度が効率的に運用されることによって、紛争当事者にとって簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。                  今後も本制度に対する行政需要はますます高まっていくものと予想されることから、増加を続ける個別労働紛争に対して、引き続き効率的な制度運用を行うことによって、紛争の迅速かつ適正な解決の促進を図っていく必要がある。</p> <p>（必要性）                  社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化等を背景として、個々の労働者と事業主との間の紛争は、平成13年の制度発足以来増加を続けている。さらに、平成21年度の個別労働紛争解決制度の運用状況は、                  ・民事上の個別労働紛争相談件数 約25万件（前年度比4.3%増）                  ・助言・指導申出受付件数 約7,800件（前年度比2.4%増）                  ・あっせん申請受理件数 約7,800件（前年度比7.5%減）                  と、引き続き増加傾向にあり、紛争の解決を援助する当制度へのニーズはますます高まっていると考えられる。</p> <p>（効率性）                  個別労働紛争解決制度の利用件数が増加している中で、助言・指導事案、あっせん事案のほとんどについて迅速な処理が図られており、限られた予算、人員で、制度が効率的に運用されていると評価できる。</p> <p>（有効性）                  制度の趣旨に沿った迅速かつ適正な処理が行われることで、多くの紛争当事者にとって有効な紛争解決手段として利用され、あっせん申請受理件数は減少したものの、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数ともに増加していることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p>（反映の方向性）                  助言・指導申出受付件数は年々増加の一途を辿っており、助言・指導に係る事務処理を行う労働紛争調整官の増員を図るための組織要求について検討し、併せて23年度予算要求において総合労働相談員謝金の増額要求を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="564 1970 1625 2368"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個別労働紛争の解決の促進を図ること</td> <td>助言・指導手続き終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>95.5</td> <td>96.1</td> <td>95.6</td> <td>90%以上 (毎年)</td> <td rowspan="2">紛争当事者が紛争解決の援助を求める事案には様々なものが含まれることから、すべての事案を一律の処理期間で適正に処理することは困難であるが、迅速な紛争解決の促進の観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内、あっせんの申請から2ヶ月以内での処理を図る</td> </tr> <tr> <td>あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>92.2</td> <td>92.2</td> <td>90.5</td> <td>90%以上 (毎年)</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	個別労働紛争の解決の促進を図ること	助言・指導手続き終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	%	—	95.5	96.1	95.6	90%以上 (毎年)	紛争当事者が紛争解決の援助を求める事案には様々なものが含まれることから、すべての事案を一律の処理期間で適正に処理することは困難であるが、迅速な紛争解決の促進の観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内、あっせんの申請から2ヶ月以内での処理を図る	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	%	—	92.2	92.2	90.5	90%以上 (毎年)
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																	
				19年度	20年度	21年度																									
個別労働紛争の解決の促進を図ること	助言・指導手続き終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	%	—	95.5	96.1	95.6	90%以上 (毎年)	紛争当事者が紛争解決の援助を求める事案には様々なものが含まれることから、すべての事案を一律の処理期間で適正に処理することは困難であるが、迅速な紛争解決の促進の観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内、あっせんの申請から2ヶ月以内での処理を図る																							
	あっせん手続き終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	%	—	92.2	92.2	90.5	90%以上 (毎年)																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等 第4回雇用戦略対話</p>	<p>年月日 平成22年6月3日</p>	<p>記載事項(抜粋) 労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準監督行政の強化を図るとともに、増加を続ける個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、体制の強化及び一層の業務効率化を図る。</p>																												

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること		評価方式	総合・実績・事業	番号	Ⅲ-8-1
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）	84,009,996	80,502,771	85,560,505	87,699,747		
（ 当 初 ）	<0>	<0>	<0>	<0>		
（ 補 正 後 ）	84,009,996	80,502,771				
	<0>	<0>				
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	84,009,996	80,502,771				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	80,699,919	77,236,926				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	3,310,077	3,265,845				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	労働保険の適用促進については、毎年着実に未手続事業の解消を図っているものの、依然として相当数の未手続事業が残されており、関係機関との連携を強化し、「未手続事業一層対策」に取り組む必要がある。 労働保険料等の徴収についても、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることとなるが、労働保険料等の収納率向上を目指して適正な徴収を図っていく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成23年度概算要求においては、平成21年度における政策評価等を踏まえ、より効率的に施策を実行できるよう、事務費の一部について単価等の見直しを行うことにより経費の削減を図るとともに、算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施する。また、口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指す。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること					番号	Ⅲ-8-1		(千円)	
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	労働保険 特別会計	徴収勘定	業務取扱費	労働保険適用徴収業務に必要な経費	16,056,800	14,826,563	△ 400,862	
	A	2	労働保険 特別会計	徴収勘定	業務取扱費	石綿健康被害救済事業に必要な経費	10,062,419	8,766,375	△ 6,867	
	A	3	労働保険 特別会計	徴収勘定	業務取扱費	労働保険適用徴収システムの最適化実施に必要な経費	5,420,185	6,237,831		
	小計							31,539,404	29,830,769	△ 407,729
対応表において◆ となっているもの	A	4	労働保険 特別会計	労災勘定	保険料返還金等徴収勘定へ繰入	保険料返還金等の財源の徴収勘定へ繰入れに必要な経費	54,021,101	57,868,705		
	小計							54,021,101	57,868,705	
対応表において○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計							の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計							の内数	の内数		
合計							85,560,505 の内数	87,699,474 の内数	△ 407,729	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること			番号	Ⅲ-8-1		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減	(B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額(B)	
事業用印刷製本費	A	1	332,126	308,903	△ 23,223	△ 23,223	△ 23,223	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について単価等の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
年度更新等事務促進費	A	1	864,777	1,276,138	411,361			労働保険料を適正に徴収する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
保険料算定基礎調査費	A	1	67,892	67,607	△ 285	△ 285	△ 285	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について規模の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
滞納整理費	A	1	97,582	105,970	8,388			労働保険料を適正に徴収する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
徴収事務一元化推進費	A	1	4,591	4,556	△ 35	△ 35	△ 35	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について規模の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
未加入事業場適用促進費	A	1	404,520	698,542	294,022			労働保険の未手続事業を解消し、労働者のセーフティネットの確保及び費用負担の公平性を確保する必要があるとの観点から、そのために必要な予算を継続して要求することとした。
労働保険事務組合育成強化費	A	1	410,358	33,039	△ 377,319	△ 377,319	△ 377,319	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、委託費に係る事務費の一部について単価等の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
一般拠出金徴収事務費	A	2	236,614	229,747	△ 6,867	△ 6,867	△ 6,867	政策評価結果及び執行状況を踏まえ、より効率的かつ効果的に施策を実施すべく、事務費の一部について規模の見直しを行い、予算の減額要求を行った。
労働保険適用徴収システム最適化実施に必要な経費	A	3	5,420,185	6,237,831	817,646			(成果重視事業)
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	A	4	54,021,101	57,868,705	3,847,604			「特別会計に関する法律」第102条第3項の規定による徴収勘定への繰入に必要な経費を継続して要求することとした。
合計			61,859,746	66,831,038	4,971,292	△ 407,729	△ 407,729	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：労働基準局労災補償部労働保険徴収課

<p>政策名</p>	<p>労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること</p>		<p>番号</p>	<p>Ⅲ-8-1</p>																																									
<p>政策の概要</p>	<p>労働保険（労災保険及び雇用保険の総称）の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場（原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される）の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。</p>																																												
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p><b>（総合的評価）</b>                  経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることが出来なかったものの、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については成果があったと評価できる。</p> <p><b>（必要性）</b>                  事業主が労働保険の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。また、労働保険料等の未納は費用負担の公平の観点からこれを解消する必要がある。                  これまでも労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組み等を行ってきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されており、関係行政機関との連携を強化し、「未手続事業一掃対策」に取り組む必要がある。                  労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることとなるが、労働保険料等の収納率向上を目指して適正な徴収を図る必要がある。</p> <p><b>（効率性）</b>                  毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査及び滞納整理に係る年間業務計画を立て、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し、効率的に実施している。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用し、事業主の事務負担を軽減することで、労働保険料等の適正徴収が効率的・効果的に行われている。</p> <p><b>（有効性）</b>                  労働保険料等収納率については、経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることが出来なかったものの、高水準を維持しており、労働保険料等を滞納している事業場に対する滞納整理等が有効に行われたと評価出来る。</p> <p><b>（反映の方向性）</b>                  算定基礎調査及び滞納整理について、対象の重点化等により一層効果的に実施する。また、口座振替制度を全事業主へ拡大する（平成23年度第3期納付分から実施予定）とともに、納付督促の外部委託化により、事業主における利便性向上及び業務の更なる効率化を図り、収納率の向上を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="564 1825 1625 2365"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>労働保険料等収納率</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>97.64</td> <td>97.56</td> <td>96.99</td> <td>前年度以上/毎年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(調査名・資料出所、備考等)                  労働基準局労災補償課労働保険徴収課調べ</small></p>						達成目標	指標名	単位	基準値	実績値			目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度		労働保険料等収納率	%	—	97.64	97.56	96.99	前年度以上/毎年度																			
達成目標	指標名	単位	基準値	実績値							目標値	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																	
				19年度	20年度	21年度																																							
	労働保険料等収納率	%	—	97.64	97.56	96.99	前年度以上/毎年度																																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																										